

令和8年度 豊田市立益富中学校いじめ防止基本方針

1 教職員の指導

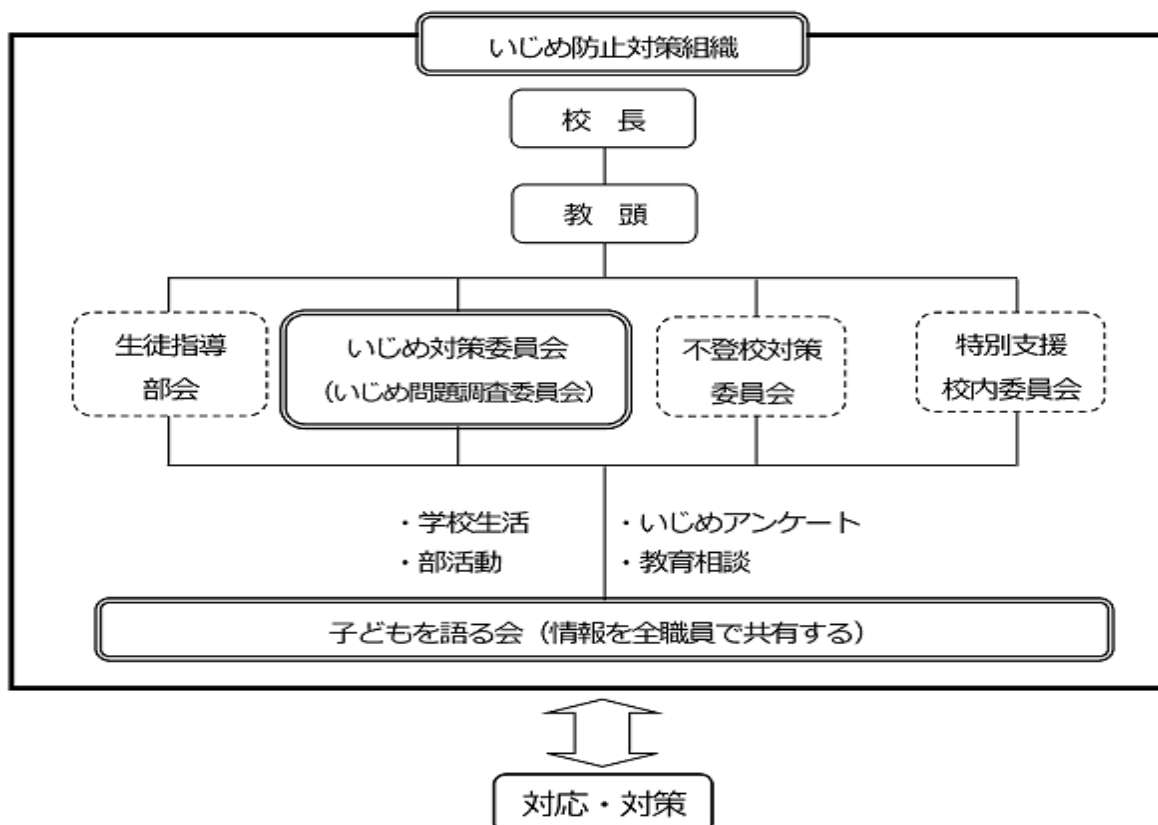
- (1) いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などで研修を行い、全教職員の共通理解を図っていく。
- (2) 全校集会や学年集会、学級活動などで日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気为学校全体に浸透させていく。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 教育活動全体を通じて、生徒が活躍し他者の役に立っていると感じる機会を設定し、自己有用感を高められるように努める。
- (2) 人の役に立ったという自信や人から必要とされているという喜びを共感し合える学級・学年経営・教科経営を行い、生徒が自己肯定感を高められるよう努める。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、ボランティア活動や職場体験活動、読書活動などを推進することで生徒の社会性を育み、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養っていく。
- (4) 自他の意見の相違があっても互いに認め合いながら建設的に調整していく力や、自分の言動が相手にどのような影響を与えるかを判断する力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を各教科や特別活動の時間などで培っていく。
- (5) いじめの加害の背景には勉強や人間関係などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないように、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

3 いじめ防止のための組織と具体的な取組

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割と構成員

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、取組の実施と進捗状況の確認、教職員への理解と意識啓発、生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、いじめへの対処を役割とする。
- ② 「いじめ対策委員会」の構成は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、教育相談コーディネーターとし、必要に応じて当該学級担任や心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加える。

(2) 具体的な取組

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ② 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③ いじめの相談・通報の窓口（「先生たすけて」の活用）
- ④ 情報収集・記録・共有（年4回いじめアンケート実施）
- ⑤ 共有情報を基にした組織的対応

ア 方針の決定

イ 事実確認の聴取

ウ 指導・支援体制の確立

エ 保護者・外部機関との連携

- ⑥ 校内研修や事例研究の企画・運営

(3) 「子どもを語る会」の役割

全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」、「子どもを語る会」の開催時期

- ① 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- ③ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

被害者を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任に主眼を置かず、社会生活の向上など生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめの早期発見のために

日頃から、生徒の理解に努め、生徒の小さなサインやささいな兆候を見逃さず、的確な対応を行うよう努める。

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。

(4) いじめられた生徒または、その保護者への支援

徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

(5) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命や身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

学級全体で話し合うなどして、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度や誰かに知らせる勇気をもたせる。

(7) ネット上のいじめへの対応

被害の拡大を避けるため、場合によっては削除する措置をとる。学校における情報モラル教育を推進する。

(8) いじめ解消

いじめの解消については、本人の状況や精神的な安定だけでなく、保護者の安心感や周りの生徒からの情報等も大切にしながら判断する。また、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

5 取組の年間計画

(1) いじめ対策委員会

- ①HPで周知（4月）
- ②学校自己評価（9月、1月）
- ③いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）（8月）
- ④いじめ対策委員会、生徒を語る会（毎月の職員会議）
- ⑤生徒指導部会（毎週）
- ⑥学年主任者会（毎週）

(2) 未然防止の取組

- ①相談室や心の相談員、スクールカウンセラーの生徒、保護者への周知（4月）
- ②「いのちの授業」の開催（9月）
- ③学校保健委員会【ストレスの解消法など】（11月）
- ④人権週間に伴う集会、講話、ビデオ視聴、道徳授業、（12月）

(3) 早期発見の取組

- ①いじめアンケート及び教育相談（6月、9月、11月、2月）
- ②益富ノート【生活ノート】（通年）
- ③心の相談員及びスクールカウンセラーによる相談（通年）

(4) 保護者や地域との連携

- ①個別懇談会（7月、12月）
- ②保護者による学校評価アンケート（12月）
- ③育友会あいさつ運動（年8回）
- ④地域ボランティア【夏祭り、ふれあい祭り、小学校バザー、成人式など】（通年）
- ⑤学校関係者（学校アドバイザー）評価（2月）

6 その他

いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。